

外来・在宅データ提出加算

厚生労働省が実施する「外来医療、在宅医療の影響評価に係る調査（外来医療等調査）」に準拠したデータを正確に作成し、継続して提出されることを評価したものです。。

算定要件

- (1) 厚生労働省が毎年実施する「外来医療等調査」に適正に参加できる体制を有すること。また、厚生労働省保険
- (2) 外来医療等調査に適切に参加し、調査に準拠したデータを提出すること
- (3) 診療記録（過去5年間の診療録及び過去3年間の手術記録、看護記録等）のすべてが保管・管理されていること。
- (4) 診療記録の保管・管理につき、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準拠した体制であることが望ましい。
- (5) 診療記録の保管・管理のための規定が明文化されていること。
- (6) 患者についての疾病統計には、ICD大分類程度以上の疾病分類がされていること。
- (7) 保管・管理された診療記録が疾病別に検索・抽出できること。

生活習慣管理料（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定した場合に

外来データ提出加算

50点（月1回）

在宅時医学総合管理料 又は 施設入居時等医学総合管理料 又は
在宅がん医療総合診療料

を算定した場合に

在宅データ提出加算

50点（月1回）